

静岡県告示第159号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年3月10日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 川勝平太

1 都市計画の種類及び名称

岳南広域都市計画産業廃棄物処理場 第2号岳南第一製紙協同組合処理場

2 都市計画を定める土地の区域（廃止）

昭和49年1月22日付け富士市告示第3号の区域を削除する。

3 縦覧場所

静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課